

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（条例第10条第5項に規定する規則で定める事業） 第10条の2 条例第10条第5項に規定する規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1） [略] （2） その事業について当該事業を実施する受給資格者が第17条第1項に規定する<u>就業手当又は再就職手当</u>の支給を受けたもの （3） [略] （就業促進手当に相当する退職手当の支給手続） 第17条 受給資格者又は条例第10条第16項に規定する者（以下「受給資格者等」という。）は、同条第12項第4号（同条第16項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る<u>就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（同条第3項第2号の規定により加算する額に相当する部分を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の2）に、同条第1項第1号ロに該当する者に係る就職促進手当（再就職手当に相当する部分を除く。以下「就業促進定着手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の3）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、それぞれ受給資格者証、第23条に規定する高年齢受給資格者証又は第23条の2に規定する特例受給資格者証（以下「受給資格者証等」という。）を添えて任命権者に提出しなければならない。</u> 2・3 [略] 4 任命権者は、第1項の規定による<u>就業手当に相当する退職</u>	（条例第10条第5項に規定する規則で定める事業） 第10条の2 条例第10条第5項に規定する規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1） [略] （2） その事業について当該事業を実施する受給資格者が第17条第1項に規定する再就職手当の支給を受けたもの （3） [略] （就業促進手当に相当する退職手当の支給手続） 第17条 受給資格者又は条例第10条第16項に規定する者（以下「受給資格者等」という。）は、同条第12項第4号（同条第16項において準用する場合を含む。）に規定する者に該当し、同号に規定する金額を退職手当として支給を受けようとするときは、同号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（同条第3項第1号の規定により加算する額に相当する部分を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号）に、<u>同条第1項第1号</u>に該当する者に係る就職促進手当（再就職手当に相当する部分を除く。以下「就業促進定着手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第15号の2）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあつては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第16号）に、それぞれ受給資格者証、第23条に規定する高年齢受給資格者証又は第23条の2に規定する特例受給資格者証（以下「受給資格者証等」という。）を添えて任命権者に提出しなければならない。 2・3 [略] 4 任命権者は、第1項の規定による再就職手当に相当する退

<u>手当支給申請書、</u> 再就職手当に相当する退職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書又は常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格者証等に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。	職手当支給申請書、就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書又は常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書の提出を受けたときは、受給資格者証等に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第15号を削り、様式第15号の2を様式第15号とし、様式第15号の3を様式第15号の2とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。